

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」不交付施設及び証明書不交付理由一覧（令和4年4月19日時点）

・西宮市が所管する認可外保育施設（施設型 ※従業員以外は利用できない事業所内保育施設は除く）のうち、立入調査の結果、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」不交付と判定した施設名及び、不交付理由（※改善が確認できないC判定事項。B判定事項の内容は省略しています）の一覧表です。

※B判定：指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの

※C判定：指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの

・西宮市では児童福祉法第59条に基づき、認可外保育施設に対する立入調査を定期的を実施し、厚生労働省の「認可外保育施設指導監督基準」への適合状況を確認しています。

この一覧表は下記の西宮市ホームページに掲載しています。
 『認可外保育施設について（市内施設一覧）』ページ番号：59997462 →
<https://www.nishi.or.jp/access/kosodatehoiku/hoiku/ninkagaihoiku.html>



施設名	所在地	立入調査日	改善が確認できていない指導事項	備考
ピッコロ保育ルーム 西宮	西宮市池田町2-15	R3. 11. 5	1. 保育に従事する者の数 常時二人以上の保育に従事する者を配置すること。ただし、主たる開所時間である11時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が一人である場合を除く。	※新規児童の募集なし
西宮幼児アカデミー保育園	西宮市松生町17-14	R3. 12. 17	1. 保育に従事する者の数 常時二人以上の保育に従事する者を配置すること。ただし、主たる開所時間である11時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が一人である場合を除く。	
			2. 定期的な救命処置の訓練 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的に救命処置の訓練を実施すること。	
			上記のほかに改善が確認されていないB判定事項あり	
インターナショナルスクール TREE HOUSE 夙川校	西宮市羽衣町10-21 夙川KSビルⅢ3F	R3. 9. 13	1. 保育室が3階の場合の条件 火災等非常災害に対する措置として、設置されている常用の屋外階段とは別に、乳幼児の避難に適した構造の避難用の施設又は設備（屋外階段等）を設けること。	
			上記のほかに改善が確認されていないB判定事項あり	

施設名	所在地	立入調査日	改善が確認できていない指導事項	備考
都市型保育園ポポラー兵庫武庫川園	西宮市池開町3-20-301 メイマネジメントビル3F	R3.6.9	<p>1. 保育に従事する者の有資格者の数 保育に従事する者の必要数の3分の1以上（常時1人以上）は保育士又は看護師（准看護師含む。）の資格を有する者を配置すること。</p> <p>2. 3階に保育室がある場合の調理室の設備等について 調理室の設備等について、次のいずれかを満たすこと。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設ける。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設ける。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じる。</p>	
ふぁーすと保育ルーム	西宮市甲子園網引町3-18 シーマ甲子園202	R3.8.4	<p>1. 保育に従事する者の数 常時二人以上の保育に従事する者を配置すること。ただし、主たる開所時間である11時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が一人である場合を除く。</p>	
ロックンラビット 阪急西宮ガーデンズ	西宮市高松町14-2 阪急西宮ガーデンズ5F	R3.11.25	<p>1. 保育に従事する者の数 常時二人以上の保育に従事する者を配置すること。ただし、主たる開所時間である11時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が一人である場合を除く。</p> <p>2. 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施（指導監督基準 第3） 火災や地震等の非常災害を想定した避難消火等の訓練を毎月1回以上実施すること。 なお、訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の子供も参加する実地訓練を原則とする。</p> <p>上記のほかに改善が確認されていないB判定事項あり</p>	
上ヶ原病院 院内保育所	（※企業等が従業員のために設置する事業所内保育施設であり、従業員以外の方は利用不可の施設です。）	R3.12.10	<p>1. 保育に従事する者の数 常時二人以上の保育に従事する者を配置すること。ただし、主たる開所時間である11時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が一人である場合を除く。</p> <p>2. 年2回の乳幼児の健康診断 継続して保育している児童については健康診断を1年に2回（おおむね6月毎）実施し、記録を整備すること。なお、施設にて直接実施できない場合は、保護者から年2回の健康診断に代わる健康診断結果又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。</p> <p>3. 定期的な救命処置の訓練 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的に救命処置の訓練を実施すること。</p>	